

奈良県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県条例第四十八号

奈良県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

奈良県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成二十四年十二月奈良県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第九十八条の見出し中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条各号列記以外の部分中「以下同じ。」が「を」第一百十二条第一号において同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第一百七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護業者をいう。第一百十二条第一号において同じ。）が「に改め、指定小規模多機能型居宅介護をいう。」の下に「第一百十二条第一号において同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第一百七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。第一百十二条第一号において同じ。）を、「通いサービス（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項）の下に「又は第一百七十一条第一項」を加え、「以下同じ。）を基準該当生活介護事業所」を」又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第一百七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）を基準該当生活介護事業所」に、「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第一号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第六十三条第一項」の下に「又は第一百七十一条第一項」を加え、「当該小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「二十五人」を「二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）にあつては、十八人）」に改め、同条第二号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「

十五人」の下に「（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型事業所等にあつては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては十二人）」を加え、同号に次の表を加える。

| 登録定員       | 利用定員 |
|------------|------|
| 二十六人又は二十七人 | 十六人  |
| 二十八人       | 十七人  |
| 二十九人       | 十八人  |

第九十八条第三号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第六十七条第二項第一号」の下に「又は第一百七十五条第二項第一号」を加え、同条第四号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第六十三条」の下に「又は第一百七十一条」を加える。

第一百十二条の見出し中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第一号中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」の下に「又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を加え、「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」を「当該指定小規模多機能型居宅介護」を、「対して指定小規模多機能型居宅介護」の下に「又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を、「第六十三条第五項」の下に「又は第一百七十一条第六項」を加え、同条第二号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「九人」の下に「（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、六人）」を加え、同条第三号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第六十七条第二項第二号ハ」の下に「又は第一百七十五条第二項第二号ハ」を加える。

附則第六条第一項及び第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

## 附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。